

県民税

県民税は、市町村民税とあわせて住民税と呼ばれています。住民税は、県や市町村が住民に対し各種のサービスを提供するための費用を、広く住民にその能力に応じて負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものとがあります。

個人の県民税

●納める人

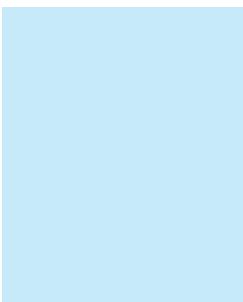
毎年1月1日現在、県内に住所がある人
 …均等割と所得割

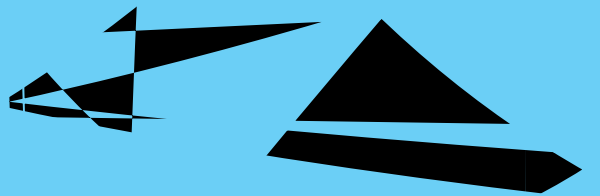
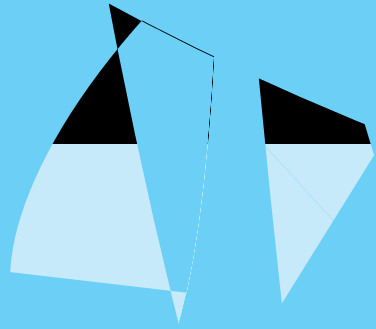
毎年1月1日現在、県内に事務所、事業所または家屋敷を有し、その所在する市町村

●納める額

均 等 割	1,500円
所 得 割	

●申告と納税





- 平成20年度税制改正により、個人住民税における寄附金控除制度が拡充されました。
- 新たに対象となるのは、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市町村が条例で定める寄附金です。

所 得 税	個人住民税

- ※ 3については、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限りします。
- ※ 2及び3④については、学校の入学に関してした寄附金は除かれます。
- ※ 4については、当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限りします。(ただし、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)
- ※ 5については、当該信託の信託財産とするために支出した金銭に限りします。

●福岡県の条例で控除対象とされる寄附金は以下のものです。

- ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
- イ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出するもの
- ウ 県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

※上記6については福岡県内に該当がないため、条例で控除対象としておりません。

※平成21年1月1日の寄附金から対象となります。

(平成22年度分の個人県民税から控除が適用されます。)

詳しくは、 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/jyourei-kifukin.html> をご覧ください。



(※3) 法人税割の税率の特例措置

昭和51年2月1日から平成29年1月31日までの間に終了する事業年度分の法人税割額は、以下に掲げる法人で、その課税標準となる法人税額が年1千万円以下である場合、「法人税額×5.0%」として

